

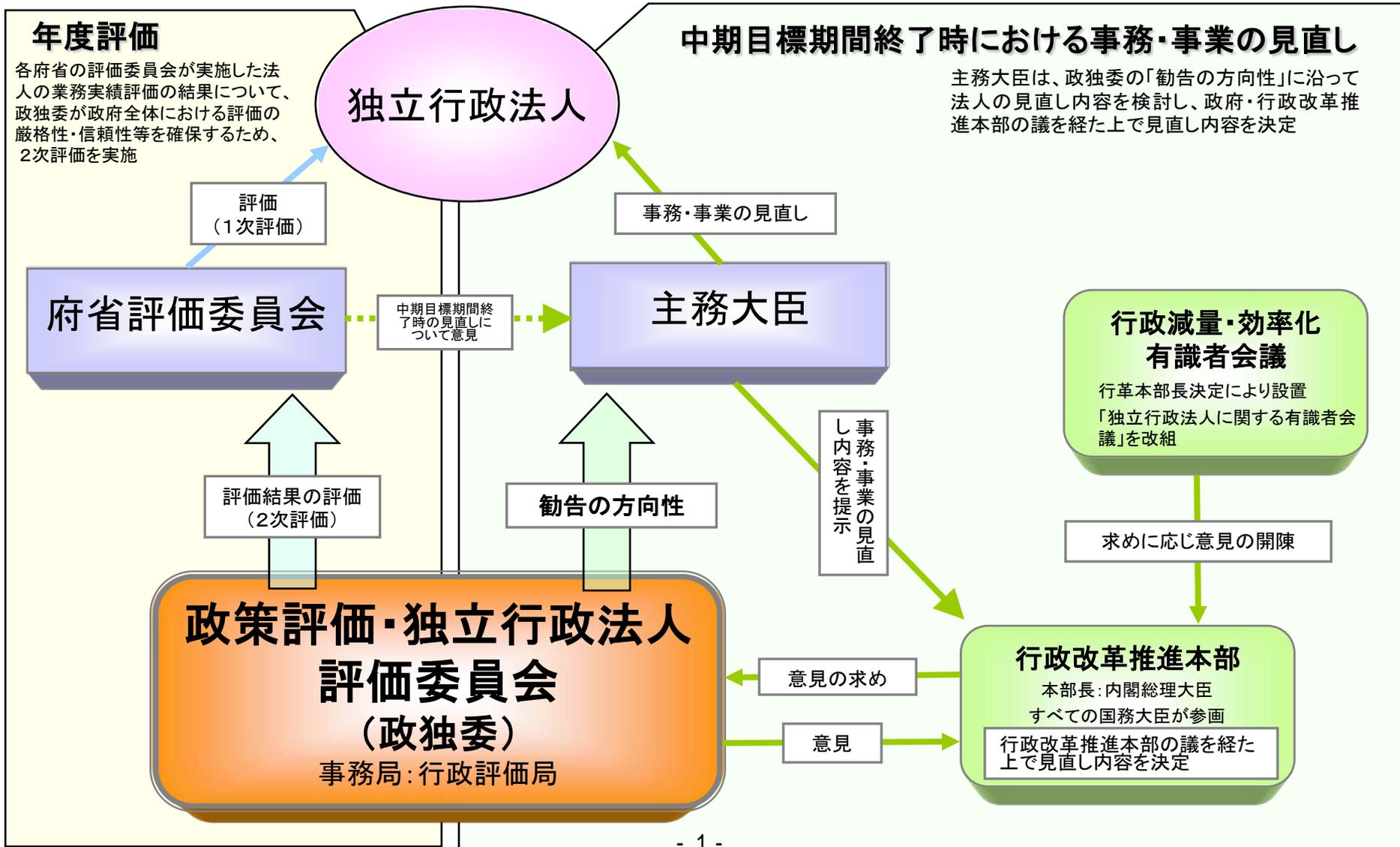
独立行政法人整理合理化計画の フォローアップについて

(政策評価・独立行政法人評価委員会における取組)

平成21年3月16日

総務省行政評価局

◎独立行政法人評価のスキーム



平成19年度における独立行政法人の業務実績評価(二次評価)結果について

- 各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人(102法人)等の平成19年度業務実績評価の結果について、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において府省横断的な視点から二次評価を実施。
(平成20年11月26日(契約の適正化関係は平成21年1月7日)府省評価委員会等に意見通知)

<今回の二次評価に当たり特に重視したポイント>

- 「独立行政法人整理合理化計画」等の既往の政府方針において取り組むこととされている事項等について、適切な評価が行われているか。
- 評価結果が、評価基準の明確性や、評価の結論に至る理由・根拠の明確性などの観点から、国民に分かりやすいものとなっているか。

各府省評価委員会
に対する
共通意見
(6項目)

- 評価の基準の明確化等 (分かりやすい評価のため、評定単位やウェイト、外的要因の扱い等を考慮した説明をすべき)
- 内部統制 (内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況についての評価が望まれる)
- 給与水準 (給与水準の高い理由等についての検証、適正化に向けた法人の取組を促す評価が必要)
- 事業としての資金運用 (運用環境の悪化を踏まえ、運用実績・方針の透明性を高め、法人の責任を十分分析して評価すべき)

個別の独立行政法人等の評価について
の意見(56項目)

- 既往の政府方針や勧告の方向性等で指摘した事項の取組状況や財務内容に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき

【整理合理化計画関係では、厚生労働省評価委員会(勤労者退職金共済機構)、国土交通省評価委員会(都市再生機構)等】

- 評価結果における評定や評価の理由・根拠についての説明が不十分であるので、分かりやすい評価を行うべき

【総務省評価委員会(情報通信研究機構)、財務省評価委員会(日本万国博覧会記念機構)、文部科学省評価委員会(日本スポーツ振興センター)、厚生労働省評価委員会(年金積立金管理運用)、農林水産省評価委員会(緑資源機構)、経済産業省評価委員会(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)等】

契約の適正化に係る二次評価

- 政府における入札・契約の適正化に係る取組の強化を踏まえ、契約の適正化に係る二次評価を重点的に実施。

<主な指摘事項>

- 契約事務に係る規程類 (整備内容の適切性等の評価)
- 随意契約見直し計画の実施・進捗状況 (競争性のない随意契約の金額が増加している原因等も含む評価)
- 関連法人との業務委託 (業務委託契約の妥当性の評価)
- 一般競争入札における1者応札 (競争性・透明性確保の観点からの検証)

独立行政法人整理合理化計画で評価委員会において取り組むこととされた事項の実施状況

独立行政法人整理合理化計画		平成19年度業務実績評価等における実施状況
項目	内容	
随意契約の見直し (Ⅲ-1-(1)-④)	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。 	<p>○ 11府省評価委員会は、平成19年度の業務実績の評価の際に、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について評価を行っている。</p> <p>評価結果の記載内容をみると、同見直し計画において19年度中に措置することとしている事項について言及がないものや、競争性のない随意契約の金額が増加した原因が明らかにされていないもの、関連法人との契約について言及がないものなど、法人の評価においてなお改善を要する点があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">(→P4参照)</p>
関連法人等との人・資金の流れの在り方 (Ⅲ-2-(1)-②-カ)	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。 	
保有資産の見直し (Ⅲ-1-(2)-④)	<ul style="list-style-type: none"> 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。 	<p>○ 7府省評価委員会(注)は、平成19年度の業務実績の評価の際に、独立行政法人整理合理化計画(以下「整理合理化計画」という。)で19年度中に見直すこととされている実物資産の見直し状況について評価を行っている。</p> <p>(注)平成19年度中に見直し対象となる実物資産を有する独立行政法人がない評価委員会は総務省評価委員会、経済産業省評価委員会、環境省評価委員会、防衛省評価委員会</p>
給与水準の適正化等 (Ⅲ-1-(4)-③)	<ul style="list-style-type: none"> 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。 	<p>○ 11府省評価委員会は、平成19年度の業務実績の評価の際に、給与水準に関する評価を行っている。</p> <p>評価結果の記載内容をみると、国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、多くの法人の評価においてなお改善を要する点があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">(→P5参照)</p>
監事監査等の在り方 (Ⅲ-2-(1)-④-オ)	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。 	<p>○ 11府省評価委員会は、平成19年度の業務実績の評価の際に監事から監事監査報告書の提出を受けるなどして評価を行っている。</p>
事後評価の在り方 (連結財務諸表等を把握し評価) (Ⅲ-2-(1)-⑥-イ)	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものをも含めて的確に把握した上で評価を実施する。 	<p>○ 所管法人が関連法人を有する10府省評価委員会は、平成19年度の業務実績の評価の際に法人から財務諸表等を提出させて関連法人の情報を把握した上で評価を行っている。</p> <p>(注)関連法人を有する独立行政法人がない評価委員会は防衛省評価委員会</p>
事後評価の在り方 (国民の意見募集) (Ⅲ-2-(1)-⑥-エ)	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会は、独立行政法人評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。 	<p>○ 8府省評価委員会は、平成19年度の業務実績の評価の際に主務省のホームページを通じて所管法人の業務・マネジメントに係る国民の意見募集を行い評価の参考としている。</p> <p>3府省評価委員会(注)は、国民からの意見募集の方法等を検討中。</p> <p>(注)内閣府評価委員会、外務省評価委員会、環境省評価委員会</p>
事後評価の在り方 (評定区分・評価基準の統一) (Ⅲ-2-(1)-⑥-エ)	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。 	<p>○ 政独委において、統一に際し生ずる実務上の論点について検討。</p> <p style="text-align: right;">(→P6参照)</p>

◎ 契約の適正化に係る二次評価の例

法人の現状	一次評価における課題	二次評価意見（要旨）
<p>【規程類】 公告の方法に関する規定がないもの、包括的随契条項や公益法人随契条項があるものなど、計 49 法人。</p>	<p>規程類の整備内容の適切性について言及がないものや、包括的随契条項等、国の契約の基準と異なる規定の適切性について言及がないものがみられる。</p>	<p>規程類の整備内容の適切性について厳格に評価すべき。 国の基準と異なる規定内容の適切性について検証すべき。</p>
<p>【関連法人】 関連法人を有する 42 法人のうち、関連法人と業務委託契約を締結しているもの 38 法人。</p>	<p>関連法人との契約について言及がないものや、契約の妥当性について言及がないものがみられる。</p>	<p>関連法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画において「雇用促進住宅の管理運営に係る（財）雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成 20 年度はブロック単位、平成 21 年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行する」とされていることを踏まえ、真に競争性が確保されているかという観点から厳格に評価すべきである。 【業務委託の例】（厚生労働省所管：雇用・能力開発機構） （財）雇用振興協会との間で雇用促進住宅の管理運営等について業務委託契約を締結（294 億円）</p>
<p>【1 者応札】 一般競争入札件数 (24, 168 件) のうち 1 者応札となっているもの 10, 768 件 (45%)。</p>	<p>一般競争入札において 1 者応札率が高いことについて言及がないものがみられる。</p>	<p>一般競争入札において 1 者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべき。 【1 者応札の割合が高い例】（国土交通省所管：電子航法研究所） 1 者応札率：85.2%（該当する法人類型の平均の 1 者応札率：60.4%）</p>

◎ 給与水準に関する二次評価の例

(農林水産省所管：農畜産業振興機構)

対国家公務員指数			国家公務員と比べて 給与水準が高い理由に ついての法人の説明 (概要)	給与水準に関する 評価結果 (農林水産省 評価委員会)	当委員会の二次評価意見 (要旨)
上段：平成19年度 (下段：平成18年度)		目標水準			
年齢勘案	年齢・地域・学歴勘案				
131.2 (132.9)	111.9 (114.1)	平成24年 度までに 104.1	<p>当機構の業務は、質・量とも増加するとともに、裁量性が高く、意思決定の迅速化と責任体制の明確化が必要とされている。大幅な定員削減が行われる中で、このような業務を、的確な判断と責任を有するマンパワーで処理するため、機械化できる業務のIT化を推進すること等により補助的業務に携わる一般職員を中心に削減してきたことが、<u>管理職の割合を高め、これが対国家公務員指数が高い一因ともなっている。</u></p>	<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「給与構造の見直し」を着実に推進しているほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費削減に取り組んだ。</p> <p>なお、<u>地域・学歴別のラスパイレス指数は、昨年の114.1から111.9へと2.2ポイント低下し、人件費の削減に積極的に取り組んでいる。</u></p>	<p>本法人の平成19年度における<u>給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で131.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。</u></p> <p>その理由として、19年度における役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表における本法人自身の説明によると、管理職割合の高さが挙げられている。しかしながら、<u>法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。</u></p> <p>また、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行い、評価結果において明らかにすべきである。</p>

評定区分・評価基準の統一に向けて（論点整理）

1. 議論の背景

昨年末に閣議決定した独立行政法人整理合理化計画において、評定区分・評価基準の統一について、原則として平成 22 年度末までに措置することを決定。

注：本件については、評価機関の一元化等を内容とする独法改革法案の成立如何にかかわらず、措置することとなっている。

○ 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥ 事後評価の在り方

ア及びイ （略）

ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。

エ～カ （略）

Ⅳ. その他

1. 今後の課題

Ⅱ 及びⅢで継続検討とされた課題については、原則として 1 年以内に結論を得るよう努める。

2. 整理合理化計画の実施

(1) Ⅱ 及びⅢで取り組むこととされた事項について、原則として平成 22 年度末までに措置する。

(2) （略）

2. 評価区分・評価基準に関する現状

(1) 評価区分に関する現状

- ① 現在は、5段階（「S (or AA、A+)」、「A」、「B」、「C」、「D (or F)」）の評価区分を設けているものが大多数となっている。
- ② 評価記号の意味する評語として「おおむね」等の多義的な用語が使われているが、その意味が不明確である。
- ③ 評価記号が同一でも、その記号に付されている意味は必ずしも同じではなく、評価の結果たる評価をみても、如何なる評価が与えられているかを直ちに判断できない。
- ④ 評価記号に付されている意味が同一でも、中期目標・計画の難易度にはバラツキがあり、達成に向けた取組を必ずしも的確に表すものとはなっていない。
- ⑤ 法人全体の評価記号が付されていないものが多く、法人全体として如何なる評価が与えられているかが分かりにくい。

(2) 評価基準に関する現状

- ① 評価が甘いとの印象を与えるような基準となっているとの指摘が多い。
- ② 各府省・法人の評価基準には、次のようなバラツキがある。
 - i) 同一の評価事項（例：「契約の適正化」など）であっても、法人によって、評価を付す単位（以下「評価単位」という。）が詳細なもの・概括的なものが混在している。
 - ii) 評価対象には、指標を定量的（アウトプット・アウトカム）又は定性的に設定するもの、目標達成の難易度の異なるものなどその性質が様々なものが混在している。
 - iii) 評価単位は、法人の内部管理に関するものよりも、事務事業に関するものが多く、それぞれの全体に占める割合も様々である。
 - iv) 大括り・法人全体の評価の判断基準が、個別の評価の平均やウェイトを加味する方法など、様々である。

3. 評価区分・評価基準の統一に向けた論点

論点1 《2. (1) ①～④関係》

評価区分については、評価の結果を的確かつ分かりやすく表すものとするため、評価記号とその意味について、例えば以下のような5段階の評価記号に統一してはどうか。

記号	++	+	標準	-	--
記号の意味	法人の活動により、所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。	法人の活動により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	所期の目標を達成していると認められる。	所期の目標を下回っている。	所期の目標を下回っており、大幅な改善が必要である。

※ 不適正な事実が認められる場合の取扱いについては、別途検討。

【検討に当たって考慮すべき事項】

- ア. 中期目標・計画等の所期の目標について、より上位の評価が付されるような容易な設定がなされるおそれがある。業務運営の効率化やサービスの質の向上等を図る観点からは、より高い水準の目標を設定すべきとの考え方もあるが、どのように考えるか。
- イ. 評価を付す際には、外的要因をどのように考えるか。

論点2 《2. (1) ⑤、(2) ②関係》

現状では、法人全体の評価が付されていないものが多いが、法人全体としてどのように評価されているのかを分かりやすく表す観点から、法人全体の評価を付すこととしてはどうか。

また、括り方に工夫しつつ、例えば内部管理や財政状況など、事項別に大括りの評価を付すこととしてはどうか。

【検討に当たって考慮すべき事項】

各府省・法人の評価基準には、2 (2) ②iii (内部管理・事務事業に関する評価単位の量・配分)・iv (法人全体の評価の判断基準)に記載したバラツキがあり、法人全体の評価を統一的に付すこととする際には、公正・的確な評価が付されるよう、これらの点を含めて検討する必要がある。

論点3 《2. (2) ①・② i・ii 関係》

評価基準については、評定区分の統一によりその意味が統一された評定記号のいずれに該当するか否かの判断を明確に行えるものとする必要がある。

現状では、中位よりも上の区分の評定にシフトしがちな評価基準の設定がなされていることなどにより、評定が甘いとの印象からの指摘が多くなっている。また、各府省・法人の評価基準には、2. (2) ② i (評定単位の細かさ)・ii (評価対象の性質)に記載したバラツキがある。

とりあえず、政府の統一的な改革方針が示されている事項や法人の内部管理に関する事項等共通して扱うことのできる事項について評定単位や評価基準を統一することから取り組むこととしてはどうか。

(参考) 各府省独立行政法人評価委員会の体制

平成20年4月1日現在

委員会					分科会、委員会に置かれる部会								
名称	委員数				対象法人数	名称	延べ委員数						
	委員	臨時委員	専門委員	計			委員	臨時委員	専門委員	計			
内閣府独立行政法人評価委員会	14	-	-	14	4	国立公文書館分科会、国民生活センター分科会、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会、北方領土問題対策協会分科会(4分科会)	20	-	-	20			
総務省独立行政法人評価委員会	15	-	35	50	5	平和祈念事業特別基金分科会、情報通信・宇宙開発分科会、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会、統計センター分科会(4分科会)	15	-	35	50			
外務省独立行政法人評価委員会	15	-	-	15	2	国際交流基金分科会、国際協力機構分科会(2分科会)	19	-	-	19			
財務省独立行政法人評価委員会	20	32	-	52	11	農林漁業信用基金分科会、住宅金融支援機構分科会、通関情報処理センター分科会、造幣局分科会、国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会、酒類総合研究所分科会、情報通信研究機構部会、中小企業基盤整備機構部会、奄美群島振興開発基金部会、農業・食品産業技術総合研究機構部会(7分科会4部会)	22	35	-	57			
文部科学省独立行政法人評価委員会	26	-	-	26	27	初等中等教育分科会、高等教育分科会、社会教育分科会、スポーツ・青少年分科会、科学技術・学術分科会、文化分科会(6分科会)	26	135	-	161			
厚生労働省独立行政法人評価委員会	29	-	-	29	16	調査研究部会、国立病院部会、労働部会、医療・福祉部会、水資源部会、年金部会(6部会)	29	20	-	49			
農林水産省独立行政法人評価委員会	27	-	36	63	17	農業分科会、農業技術分科会、林野分科会、水産分科会(4分科会)	27	-	37	64			
経済産業省独立行政法人評価委員会	21	1	-	22	13	経済産業研究所分科会、工業所有権情報・研修館分科会、通商・貿易分科会、産業技術分科会、技術基盤分科会、情報処理推進機構分科会、資源分科会、中小企業基盤整備機構分科会(8分科会)	14	59	-	73			
国土交通省独立行政法人評価委員会	28	68	-	96	21	土木研究所分科会、建築研究所分科会、交通関係研究所分科会、港湾空港技術研究所分科会、教育機関分科会、自動車検査分科会、水資源機構分科会、鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会、国際観光振興機構分科会、自動車事故対策機構分科会、空港周辺整備機構分科会、海上災害防止センター分科会、都市再生機構分科会、奄美群島振興開発基金分科会、日本高速道路保有・債務返済機構分科会、住宅金融支援機構分科会(16分科会)	55	76	-	131			
環境省独立行政法人評価委員会	7	8	-	15	2	国立環境研究所部会、環境再生保全機構部会(2部会)	9	10	-	19			
防衛省独立行政法人評価委員会	5	-	-	5	1								
独立行政法人評価委員会 計	207	109	71	387	119		236	335	72	643			
日本司法支援センター評価委員会	10	-	-	10	1								
国立大学法人評価委員会	18	3	-	21	90	国立大学法人分科会、大学共同利用機関法人分科会(2分科会)	17	11	-	28			

(注)1. 「独立行政法人評価年報(平成19年度版)」(政策評価・独立行政法人評価委員会)を基に作成。

2. 「対象法人数」については、複数府省の評価委員会の対象法人とされている法人があるため、合計数には一部重複計上を含む。

3. 「分科会、委員会に置かれる部会」の「延べ委員数」は各府省評価委員会における分科会・部会の委員数を合計したものであり、同一の委員が複数の分科会・部会に所属している場合は重複して計上している。